

期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和43年度～平成24年度(45年間)												
事業実施地区名 (都道府県名)	穴吹川(あなぶきがわ) (徳島県)	事業実施主体	四国森林管理局 徳島森林管理署												
事業の概要・目的	<p>当地区では大規模地すべりによる被害が発生していた。この復旧や地すべり活動の防止には相当の経費と脆弱な地質に対応した高度な技術を要することから、徳島県及び旧木屋平村(現美馬市)の強い要請を受け、昭和43年度より直轄地すべり防止事業に着手した。その後、昭和51年、昭和55年、昭和58年、平成2年の台風等の豪雨によって地すべりが活発化しており、事業内容を見直しつつ現在に至っている。</p> <p>なお、平成12年から平成14年にかけて、集中豪雨等の影響により地すべり活動が活発化した。そのため、その後に実施した地すべり防止工事の検討結果に基づき、事業内容を見直すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：山腹工16ha、集水井工3基、溪間工206基 ・総事業費：11,521,000千円(平成15年度の評価時点：11,773,000千円) 														
1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成12年から平成14年にかけて、集中豪雨等の影響により地すべり活動が活発化したため地すべり防止工事の検討を行ない、総事業費を11,773,000千円から11,521,000千円に見直し、事業計画期間の終期を平成20年度から平成24年度に延長する。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>21,249,064千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山地保全便益</td> <td>49,173,639千円</td> </tr> <tr> <td> 環境保全便益</td> <td>293,102千円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>49,466,741千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td>2.33</td> </tr> </table>			総費用(C)	21,249,064千円	総便益(B)		山地保全便益	49,173,639千円	環境保全便益	293,102千円	計	49,466,741千円	分析結果(B/C)	2.33
総費用(C)	21,249,064千円														
総便益(B)															
山地保全便益	49,173,639千円														
環境保全便益	293,102千円														
計	49,466,741千円														
分析結果(B/C)	2.33														
2 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会的情勢の変化	<p>当地区は、基岩が著しく破碎され脆弱で大規模な崩壊や地すべり性の崩壊を起こし易い御荷鉾(みかぶ)構造線沿いに位置している。</p> <p>周辺の森林はスギの人工林が大半を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な保全対象：人家13戸、国道道2km、市道4km、林道1km、農耕地9ha 														
3 事業の進捗状況	<p>地すべり防止のため地下水を排除する集水井工等を実施した。また、崩壊地では、崩壊地の拡大防止や森林に早期復元するため山腹工を、荒廃渓流では、不安定土砂の流出防止や溪岸侵食の防止を図るため溪間工を実施した。平成19年度までの事業の進捗率は92%(事業費)である。</p>														
4 関連事業の整備状況	<p>当地区の下流域で徳島県が砂防工事を実施している。実施に当たっては、関係機関による調整会議を開催し、十分な連携を図りながら効率的に事業を実施し総合的な事業効果が発揮されるよう努めている。</p>														
5 地元(受益者、地方公共団体等の意向)	<p>当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し、脆弱な地質であり、過去に土砂の流出及び地すべり性崩壊により、人家、国道に被害が発生した地区である。当該事業は地すべりによる被害を防止、軽減するための対策を実施しているが、現在も地滑り現象は地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼしていることから、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、事業を継続し、早期概成を要望する。(徳島県)</p> <p>当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し、脆弱な地質構造であり、過去に土砂の流出及び地すべり性崩壊により人家、国道に被害が発生した地区である。当該事業は、昭和43年度より実施されているが、今なお地すべり現象は市民の日常生活に多大な影響を及ぼしていることから、事業の継続、早期施工を要望する。(美馬市)</p>														
6 事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の状況に応じて最も効果的かつ効率的な工種・工法を検討し、転石等の現地発生材を利用する工法等、コスト縮減に繋がる工法の採用に努めるとともに、事業実施に当たっても事業費の低減等を図ることとする。</p>														
7 代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>														
第三者委員会の意見	<p>事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望もあることから、今後とも周辺環境に配慮しつつ計画変更のうえ事業を継続実施することが望ましい。</p>														
評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地すべりを放置すれば大規模な滑落崩壊が懸念され、下流域の人家等に被害が及ぶ恐れがあり、地元から安全安心な生活を求める要望も強いことから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：現地の状況に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法を検討しコスト低減を図っていることから、事業の効率性が認められる。 ・有効性：本事業により地すべりの防止、崩壊地の復旧及び渓床堆積土砂の安定化等下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。 <p>上記～の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、計画変更のうえ事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針：計画変更のうえ事業を継続する。 														